

個人情報保護管理運営会議 付議事項

| | |
|----|---------------------------------------|
| 件名 | 次期国保情報集約システム（クラウド移行後のシステム）との外部結合等について |
|----|---------------------------------------|

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部結合、業務委託）

（担当部課：健康部医療保険年金課）

事業の概要

| | |
|------|---|
| 事業名 | 次期国保情報集約システム（クラウド移行後のシステム）との外部結合等 |
| 担当課 | 医療保険年金課 |
| 目的 | 国民健康保険事務の安定運用の継続 |
| 対象者 | 新宿区国民健康保険の被保険者（元被保険者を含む）及びその世帯員 |
| 事業内容 | <p>1 概要</p> <p>平成 30 年度からの国民健康保険法の改正により、都道府県単位で「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととされた。都道府県単位での事務を行うため、国が開発し、東京都国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が運用する国保情報集約システムへ外部結合を行い、資格情報や高額該当情報を伝送すること、当該システムの運用管理を連合会に委託することについて、平成 29 年度第 2 回情報公開・個人情報保護審議会に諮問・報告し、承認・了承された。</p> <p>令和 6 年 3 月末で現行の国保情報集約システムの保守期限を迎え、次期システムへの更改が必要とされるなか、政府は、「世界最先端 I T 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」及び「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日閣議決定）において、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とする、クラウド・バイ・デフォルト原則を策定し、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針を定めた。この度、当該方針に基づき、次期国保情報集約システム（※）についてもクラウド化されることが決定された。</p> <p>引き続き、国民健康保険事務の安定運用を図るため、クラウド移行後の次期国保情報集約システムへの外部結合を行う。</p> <p>※ 国の委託により、公益社団法人国民健康中央会が開発し、国保連に使用許諾されたシステムをいう。</p> <p>2 個人情報保護管理運営会議への付議内容</p> <p>（1）外部結合</p> <p>国保総合端末とクラウド上に構築される、次期国保情報集約システムとの専用線（LAN）を介した外部結合を行う。</p> <p>（2）業務委託・再委託</p> <p>東京都下の各市区町村と国保連との間で共同委託契約を締結する（継続）。再委託については、処理させる情報項目の記録媒体を AWS 上クラウド上のサーバに移行するため、国保連が中央会と委託契約を締結する。</p> <p>3 対象者数</p> <p>約 9 万人（令和 5 年 6 月 1 日現在）</p> |

件名 次期国保情報集約システム(クラウド移行後)との外部結合について

※太字ゴシック(下線)が、平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

| | |
|-------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険法第5条の規定に基づく情報連携 |
| 結合される情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 情報項目 資料36-2のとおり |
| 結合の相手方 | 東京都国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。) |
| 結合する理由 | 平成30年度からの国民健康保険法の改正により、都道府県単位の「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を行うこととされたため、国が開発し、連合会が運用する国保情報集約システムとの外部結合を開始した。 現行の国保情報集約システムの保守が令和6年3月末で終了し、次期システムは政府のクラウド・バイ・デフォルト方針に基づきクラウド化される。 なお、結合先のクラウドについては、政府が求めるセキュリティ要件を満たした「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)」において評価・登録されたクラウドサービスを利用する。 クラウド移行後も、国民健康保険事務の安定運用を継続させるため、当該システムとの外部結合を行う。 |
| 結合の形態 | 国保総合端末とクラウド上に構築される次期国保情報集約システムとの専用LAN回線による結合 |
| 結合の開始時期と期間 | 令和6年2月 国保総合端末と次期国保情報集約システムとの連携テスト開始 令和6年4月 国保総合端末と次期国保情報集約システムとの連携(結合)開始 (令和7年度以降も、同様の外部結合を行う。) |
| 情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |

**件名 次期国保情報集約システム(クラウド移行後)との外部結合に係る業務
の委託について**

※太字ゴシック(下線)が、平成29年度第2回情報公開・個人情報保護審議会承認済みの内容からの変更箇所

| | |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先 | 東京都国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。) (ISO/IEC 27001 認証) |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料36-2のとおり |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | AWSクラウド上のサーバ |
| 委託理由 | 「被保険者の資格管理」と「高額療養費多数回管理」を都道府県単位で行う必要があり、連合会が運用管理する クラウド上に構築される、次期国保情報集約システムの利用を継続する必要があるため。 |
| 委託の内容 | 1 新宿区国民健康保険の被保険者(元被保険者を含む)の資格情報の集約・管理に関する業務 2 高額療養費の多数回該当の判定に係る業務 3 区市町村国民健康保険の保険者との間における情報連携業務 4 次期国保情報集約システムに係る運用・保守業務 *上記4は再委託する。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |

**件名 次期国保情報集約システム(クラウド移行後)との外部結合に係る業務
の再委託について**

| | |
|----------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 医療保険年金課 |
| 登録業務の名称 | 国民健康保険 |
| 委託先(再委託先) | 【委託先】 東京都国民健康保険団体連合会 【再委託先】 公益社団法人国民健康保険中央会(以下「中央会」という。) |
| 再委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | 1 個人の範囲 新宿区国民健康保険の被保険者及びその世帯員 元被保険者及びその世帯員 2 記録項目 資料36-2のとおり |
| 処理させる情報項目の記録媒体 | AWSクラウド上のサーバ |
| 再委託理由 | 次期国保情報集約システムは、中央会が国からの委託を受け、開発したシステムであり、同会が集約機関となる。そのため、クラウドサービスを用いた情報システムの開発・運用については、中央会へ再委託を行う。 |
| 委託の内容 | 次期国保情報集約システムに係る以下の運用・保守業務 ・アプリケーション保守業務(アプリケーション改修、データパッチ実施等) ・システム運用事務(バックアップ取得、システム障害等発生時のデータ復旧等) |
| 委託の開始時期及び期限 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで (次年度以降も、同様の業務委託を行う。) |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | 別紙チェックリストのとおり |